【阿佐ヶ谷北校】　　**保護者等向け　児童発達支援評価表**

事業所名：児童発達支援　バンブーワァオ阿佐ヶ谷北校　　対象人数（保護者）2人　回答者数 2人　回収 100%

		チェック項目	はい	いいえ	ご意見	ご意見を踏まえた対応
環境・体制整備	1	こどもの活動等のスペースが十分に確保されているか	2			環境整備に努め、適切な場所の確保を継続していきます。
	2	職員の配置数は適切であるか	2			法令で必要とされている人数を配置しております。個々のニーズやレッスンのねらいに応じた適切なスタッフ数の配置をしております。
	3	事業所の設備等は、スロープや手すりの設置などバリアフリー化の配慮が適切になされているか	2			障害の特性に応じた提示や環境設備への配慮を引き続き実施していきます。
適切な支援の提供	4	こどもと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、児童発達支援計画が作成されているか	2			アセスメントに基づき、複数のスタッフでニーズや課題について検討し、支援内容を検討しております。
	5	活動プログラムが固定化されないよう工夫されているか	2			個々のニーズや課題に応じた適切な活動が提供できるよう今後もプログラムを工夫し、レッスンの質の向上を目指して行きます。
	6	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のないこどもと活動する機会があるか		2		現在交流の機会を設けておりませんが、今後の必要性、実施の可能性について検討いたします。
保護者への説明等	7	支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明がなされたか	2			契約時に丁寧な説明を心がけております。また、ご質問に対しては、真摯に受け止めご回答致します。
	8	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や課題について共通理解ができているか	2			支援後一人ひとりのフィードバックの時間を設け、家庭での対応方法についてアドバイスを行っています。今後も、ご家庭の様子を伺いながら、お子さんの発達状況について共有を図っていきます。
	9	保護者に対して面談や、育児に関する助言等の支援が行われているか	2			保護者からのご質問に対しては、フィードバックや個別相談でお受けしております。
	10	父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により、保護者同士の連携が支援されているか		2		現在交流の機会を設けておりませんんが、今後の必要性、実施の可能性について検討いたします。
	11	こどもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知・説明し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応しているか	1	1	よく分からない	保護者の皆様から相談しやすい環境作りや、保護者からの意見に対しては、真摯に受け止め、迅速な対応を心がけています。
	12	こどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされているか	2			予約システム上の掲示板、連絡帳への記載、事業所内の掲示等を利用して情報伝達に努めております。
	13	定期的に会報やホームページ等で、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果をこどもや保護者に対して発信しているか	2			定期的にバンブー通信を発行し、活動の概要等を発信しております。
	14	個人情報に十分注意しているか	2			個人情報の取扱いについて契約時に確認し、SNS等に載せる場合は、事前に保護者の方に確認を行っております。
非常時等の対応	15	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、保護者に周知・説明されているか	2			ご契約時に説明しております。また、玄関に各種マニュアルを設置しております。以後、設置場所について周知していきます。
	16	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練が行われているか	2			地震・災害・不審者対策等を想定した避難訓練を年に4回実施しております。緊急避難先については、施設内に掲示し避難訓練開催日にお手紙を配布し皆様に周知できるよう努めております。
満足度	17	こどもは通所を楽しみにしているか	2			お子様にとって楽しめる場所となり、課題にも意欲的に取り組めるよう支援を行います。
	18	事業所の支援に満足しているか	2			お子様、保護者の皆様にご満足いただけるようさらに創意工夫し療育内容の充実に努めます。
運動療育	19	運動療育は役に立っているか	2			今後も療育内容の検討、開発に努めより良い療育を目指します。
	20	今後やってほしい療育はあるか		2		ご希望頂いた内容について5領域を踏まえ検討し可能な範囲でプログラム化していけるように努めます。

※1 「本人にわかりやすく構造化された環境」とは、こども本人がこの部屋で何をするのかがわかりやすいよう、机や本棚の配置などを工夫することです。

※2 「支援プログラム」とは、事業所における総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所で行われている取組等について示し、公表することが求められています。

※3 「児童発達支援計画（個別支援計画）」は、児童発達支援を利用する個々のこどもについて、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、総合的な支援方針や支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する計画のことです。これは、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、保護者等への説明を行うとともに同意を得ることが義務付けられているものです。

※4 「活動プログラム」は、事業所の日々の支援の中で、一定の目的を持って行われる個々の活動のことです。こどもの発達の状況や障害の特性等に応じて柔軟に組み合わせて実施されることが想定されています。

※5 「ペアレント・トレーニング」は、保護者がこどもの障害の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方を学ぶことにより、こどもの行動変容することを目標とします。